



## 病院敷地内全面禁煙のおしらせ

2019年7月受動喫煙対策義務を定めた改正健康増進法が施行され

病院・診療所など医療施設は敷地内禁煙と定められました。

当院でも喫煙所を廃止し「敷地内全面禁煙(電子タバコ等含む)」といたします。

院内だけでなく駐車場(車内含む)となります。

ご来院、ご入院の皆さまには、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和元年七月

正弘会 南折立病院 理事長 高松哲也